

別添 5

少年柔剣道活動推進要領の制定について

(昭和58年4月1日 例規第25号、神少発第143号 各所属長あて)

改正 平成7年3月24日例規第8号神務発第452号

平成16年9月7日例規第31号神務発第1720号

(概要)

この要領は、警察が、防犯協会、少年補導員連絡会等各地域の青少年育成団体及び青少年指導者その他の地域住民と連携して少年の柔道及び剣道を推進し、これらの活動を通じて少年に社会との連帯感や社会のルールを体験的に習得させるとともに、自立心や規範意識を醸成し、もって少年の非行防止と健全育成を図るため、必要な事項を定めたものである。